

通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第 1 項及び労働関係調整法施行令第 10 条の 4 第 1 項の規定に基づいて、新潟医療生協労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第 4 項の規定に基づいてお知らせします。

令和 6 年 12 月 27 日

新潟県知事 花 角 英 世

1 要求事項

冬季一時金要求

2 期 間

令和 7 年 1 月 10 日午前 0 時からの 24 時間

3 場 所

組合員の所属する全職場（新潟医療生活協同組合を構成する下記事業所）

木戸病院（健診センター含む）

新潟市東区竹尾四丁目 13 番 3 号

石山関連事業所

新潟市東区東中野山六丁目 17 番 5 号

なじょも関連事業所

新潟市東区上木戸五丁目 2 番 1 号

介護老人保健施設ほほえみの里きど

新潟市東区上木戸二丁目 1 番 35 号

生協事務局

新潟市東区竹尾四丁目 12 番 16 号 2

4 概 要

全面ストライキ